

店頭売買有価証券市場における制度信用取引等の導入に伴う  
「信用取引口座設定約諾書」の一部改正について

平成16年4月7日  
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

本年4月19日に店頭売買有価証券市場における信用取引制度が改正され、制度信用取引及び貸借取引等が導入されることに伴い、「信用取引口座設定約諾書」について所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

	(備考)
(1) 店頭売買有価証券市場における制度信用取引及び貸借取引等の導入に伴う改正	
a (貸出規程の制約)について、協会という文言を追加することとする。	・第6条
b (買付有価証券等につき配当又は新株引受権の付与等が行われた場合の処理)について、登録銘柄の信用取引という文言を削除することとする。	・第7条
(2) その他所要の改正	
証券会社は、顧客からの承諾を得た場合には、顧客の届出事項の変更に係る届出(印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。)等を書面の受入れに代えて、電磁的方法により行うことができることとする。	・第25条

3. 施行日

この改正規定は、店頭売買有価証券市場における制度信用取引等の導入時期に併せ、平成16年4月19日から施行する。

以上